

社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会

第5回歴史的風土の保存・継承小委員会

平成20年1月25日（金）

【事務局】 ただいまから、社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 歴史的風土部会 第5回歴史的風土の保存・継承小委員会を開催させていただきます。

本日出席の委員、臨時委員、専門委員は、現在、11名中8名でございまして、本委員会の議事運営第5に定めます定足数を満たしていることをご報告申し上げます。委員の皆様のご紹介につきましては、恐縮でございますが座席表の配付をもってかえさせていただきます。

A委員、B専門委員におかれましては、本日はご都合によりご欠席のこととございます。また、C専門委員におかれましては、遅れてご出席になられるところのご連絡が入っているところでございます。

なお、本日は、都市・地域整備局長、審議官、総務課長、都市計画課長、公園緑地課長が出席しております。なお、都市・地域整備局長と都市計画課長は所用のため途中で退席させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、配付資料でございますが、資料の1枚目に「配布資料一覧」がございます。資料につきましては、1から6までございます。そのうち、資料3につきましては、枝番で1と2に分かれてございます。また、参考資料につきましては、1から4までに分かれてございます。それぞれご確認をいただきまして、過不足等がございましたらお申し出ください。

引き続き議事に進みたいと思います。

本日の議事につきましては、小委員会の最終回ということで、これまで4回にわたりご審議いただきました結果を踏まえ、小委員会報告を取りまとめたことになっております。前回、第4回の小委員会でございますが、その終了後に、当日おまとめいただきました修正の方向性に従いまして事務局で修正いたしまして、小委員会報告（案）を起草させていただきました。その案をもちまして、12月25日から1月11日までパブリックコメントを行っております。パブリックコメントにかけた報告（案）は、開始と同時に委員各位にもご送付させていただいております。

本日は、パブリックコメントで寄せられた意見を踏まえて事務局で修正したものを、ま

たこれも事前にお送りしてございますが、お配りしてございます。さらにご意見をいただきまして、最終的に小委員会報告としてこの場でまたおまとめいただければと考えてございます。

それでは、これより審議に入りたいと存じます。ご発言に際しましては、お手数でございますけれども目の前のマイクのスイッチをオンにいただき、終了後はオフにさせていただきようお願い申し上げます。

これからの議事進行につきましては、委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

【委員長】 それでは、早速、議事に入りたいと思います。

我々の小委員会は、今回をもって最終回ということで予定されておりますので、議論が収束いたしまして結論として出ることが目的になりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、早速でございますが、事務局から資料のご説明をお願いしたいと思います。本日はいろいろ多数の資料がございますけれども、資料の3-2、小委員会報告(案)の「(案)」を取ることが今日の目的になりますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。資料の説明も、この3-2が中心でよろしゅうございますよね。

では、そういうことで事務局から。前回の第4回委員会で皆様からパブリックコメントにかける前の案についていろいろ熱心にご審議いただいております、既に内容についてもご承知と思いますが、その後、パブコメを経て加筆修正した点もあるように思いますので、その修正箇所中心ということで、時間的に15分くらいですか、よろしくご説明をお願いしたいと思います。

では、よろしくお願い致します。

【事務局】 それでは、資料のご説明をさせていただきます。

資料1は名簿ですので、これは飛ばさせていただきます。資料2、横長の資料でございますけれども、これがパブリックコメントの概要とその結果でございます。それから、資料3-1、3-2というふうに枝番で2つあると申し上げましたが、3-1は全体の報告(案)を1枚紙にした概要、それから3-2が報告(案)の全文でございます。まずはその2つの資料を使いましてご説明させていただきます。

今週の頭に、事前にメールまたはファクスでパブコメを行った後の修正案を一度ご送付いたしました。本日お配りした資料は、それに比べますとかなり変わっている部分がござ

います。一度皆様方には資料をご送付させていただきましたが、その後、内部でもいろいろと議論がございまして、例えば長いご意見はちょっと要約するとか、あるいは、見解及び対応案についても、さらにちょっと事務局で整理し直した部分がございまして、大変申し訳ございませんが、内容が変わった部分がございまして、改めて今日の資料をごらんいただきましてご意見等をいただければと考えてございます。

資料2の表紙をごらんいただきます。パブリックコメントは、先ほど申し上げましたように昨年12月25日から今年の1月11日まで、お正月を挟んで、実質、約2週間で行いました。その結果、一番下にございますように、意見の提出が21通——個人3通、団体・企業等10通、公共団体8通のご意見をいただいております。

次のページをお開き願います。

いただいたご意見の内容についてでございますけれども、その21通のパブリックコメントのうち、この小委員会報告（案）の内容にかかわるご意見、これについては、こちらの見解もしくは修正案を付記したものをつけてございますが、それが37件。それから、小委員会報告（案）全般に対する感想や賛意、それから今後の施策展開に関するご意見の提言、特に個別にこの場で見解をお示しする必要はないとこちらで判断させていただいた意見が23件、合計60件。1つの例えば公共団体などでは複数のご意見をいただいたところがございますので、意見の21通と合計は合いませんけれども、これだけの件数、合計60件のご意見をいただいたとご理解いただきたいと思っております。

次のページ、2ページでございますが、ここからがその内容にかかわるご意見に対する見解・対応等の内容でございます。

最初の2ページのほうは、ほとんど特段のご意見なしと並んでございますように、この報告（案）につきましても、最初のほう、これまでの検討のレビューですとか、あるいは現状の課題といった部分については、ごらんになった方々それぞれ、この内容についていいのではないかと見ていただいたのだらうと思っております。特段のご意見はございませんでした。

一番下のところの4「歴史的風致を保存・継承し、再生するまちづくり」とございますけれども、ここが新しい制度の組み立てや内容についてこうすべきではないかという具体的な内容を示した部分でございますが、ほぼこの部分に集中してご意見をいただいております。

3ページをごらんいただきます。

一番最初に載っているご意見が(1)「新たなまちづくり制度の位置付け」のところがございますが、「歴史的風土を形づくる上での重要な要素である文化遺産の防災問題が、明示的に示されることが望まれる」というご意見がございました。

この資料の見方ですけれども、右側のほうに「見解・対応等」とございまして、そこに「【一部修正】○ご指示を踏まえ、記述を修正しました」というふうに記述がございます。まずはこの部分について、資料3-2のほうでは8ページをあわせてお開きいただきたいと思っております。

報告(案)のほうでは、修正を加えたところにアンダーラインを引いてございます。8ページの上から7行目から8行目にかけて「歴史的文化的資産を災害による滅失から保護するための防災」という言葉を入れてございます。この部分は、新しい制度がいわゆる事業を総合的に支援する性格のものとするべきであるというくだりの中でございますが、その内容の1つとしてここに書き加えさせていただいております。

こういうような形で意見に対する一部修正は行っておりますので、今後、そのように見ていただきたいと思っております。

それから、恐れ入りますが、資料2の3ページにもう一度お戻りいただきたいと思っております。

続いて、(2)「新たな概念の明確化について」、その下に「『歴史的風致』という概念は、明確にしつつも柔軟性を高めておくことが、多様なアイデンティティの保証には望まれる」というご意見がありまして、その答として「【原文を維持】」と書いてございます。これについては、資料3-2の本文は、修正をしております。その見解として、例えばこの部分で言いますと、歴史的風致を形成する要素については、伝統的活動のところ「時代特有の価値意識に応じて変化する」と記述しております。これは、前回の小委員会のときにご意見をいただいて記述した部分でもございますけれども、そういうような形で、かたいもの、文化財とはそういうものは変わらないわけでございますが、歴史的風致の概念そのものは時代に応じた変化にも対応するような形で柔軟性を持たせた表現にしておりますので、ご理解いただきたいというような答えでございまして、そのような形での答を書いた部分もございます。

それからもう一つは、その下に(3)「新たな制度における国の支援のあり方」のところ、最初の「○」、「国が積極的・重点的な支援を行うべき区域」の要件に登録文化財を対象にしてほしいという意見がございました。これについては、右側に「【原文を維持】」と

これも書いてございますが、こちらは趣旨が既に記述してあるというのが前の意見でしたけれども、こちらはそうではなくて、いわゆる反論という形で「国が積極的に支援する歴史的風致は、国家的な重要性のより高いものに限定すべきと考えます」というような形でこちらの見解を答えてございます。

そういうような形で、ちょっと全部をご説明する時間はないのでございますが、原文を維持するものについては、おおむね既書いてあるか、もしくは、その意見についてはこちらの考えと異なりますという形でそれぞれ見解を書いてございます。

資料2の4ページをごらんいただきます。

一番上から、「都市単位の対応ではなく、地区単位での対応がより個性的なまちづくりや誇りの醸成に向けて効果的」という意見をいただいております。これについては、資料3-2では9ページをあわせて並べてごらんいただくとありがたいのですが、その部分の9ページの下から8行目から9行目にかけて、もともと「歴史的風致の国家的重要性・緊急性の観点から国が積極的に支援する」というくだりであったわけですが、このところに、国が積極的に支援する対象は区域を対象にしていることがもともと表現に抜けていましたのでわかりづらかったのだらうということで、それを修正いたしました。

それから、資料2の4ページのほう、ちょっと行ったり来たりいたしますけれども、4ページの上から2段目の意見、「歴史的建造物等の復元等については、文化財保存修理において用いる厳密な手法による整備を行うことになるか、その方針を明らかにしてください」という意見がございまして、それについては、ご指摘をいただいた部分とは少し別のところに答を書きましたけれども、3-2では6ページにちょっと戻っていただきますけれども、6ページの中ほどにアンダーラインを引いているところが5行ございます。その上半分のところ、「歴史的文化的資産の復元を行うことが最も有効な場合があるが、復元に当たっては史実を踏まえて行われることが望ましい」と、こういう表現で入れてございます。

それから、意見としては、その次にありますように、永続的にまちなみを形成する歴史的建造物などを維持・保全・活用していくには、住民と一定の技術を持った地場の職人の生きた技術が必要であることを書いてほしいという意見がございまして、この答えが、先ほどの6ページに続く部分でございまして、先ほどの6ページに続く部分でございまして、「住民による歴史まちづくりへの参画と、伝統的技術を生きた技術として継承することが必要である」と書き加えてございます。

それから、意見のほうでは、4ページの(4)「国が講ずるべき支援の内容」の2つ目の「○」のところでございます。この「国が講ずるべき支援の内容」とは、具体的にどんな

支援をするべきであるということを通条書きで列挙した部分でございますけれども、3-2のページで言いますと10ページに飛んでいただきますけれども、10ページの①の項目の中の下から2番目のところでこの意見をいただいております、「○」の3行目、これはちょっと修正のために行ずれしておりますけれども、ここでは市町村がまちづくりと歴史・文化に関する専門性の確保と反映を図るため、まちなみの保存・修復・活用・防災」というのがもとの記述だったのですが、「まちなみの」ということになると、あまりにも完全に建て詰まった市街地に限定しているイメージがあるので、「風致やまちなみの」と書いてほしいというご意見がございました。法律では「市街地」と書いてございますので、市街地を対象にした制度であるわけではございますけれども、ここでは、保存・修復・活用・防災等の措置を行う対象としては「歴史的風致を形成する施設」とちょっと書きかえさせていただきます。

それから、その次に、②の2つ目の「○」の記述は「間接補助に限定していますが、市町村への直接補助の可能性も追記してください」というふうに同じ意見の中で書いてございまして、その答えが次の11ページ、資料3-2の11ページの上のほうに②がございまして、その2つ目の「○」のところに、これがご指摘の部分でございますが、ここは民間を支援する市町村に対しても「費用を助成する」という書き方、いわゆる間接補助的な書き方なんです、実際にはこれは1事業、あるいはそれぞれの事業を市町村が直接行う場合も想定されますので、「市町村、または」という記述を書き加えさせていただきます。そういう修正をしております。

それから、資料2については、次の5ページへ行っていただきます。

一番上のところに「本制度により指定、修理を行った歴史的建造物については、その利活用を促進するため、建築基準法第3条の適用除外規定が適用できるようにしてほしい」というご意見をいただいております。これは、建築基準法第3条というのは、例えば文化財、重要文化財などに指定された場合などに建築基準法の適用を一部除外できる規定がございまして、新しく制度をつくった場合に、それについてもこの除外規定が適用できるようにしてほしいという意見でございます。

これにつきましては、基本的な考え方としては、新しい制度とは基本的には事業支援法でございまして、新たな厳しい規制を位置づけるものではないと考えてございまして、その規制に関しては、この見解のところにも書いてございますような都市計画法、建築基準法、古都保存法、景観法のような、そういう制度と組み合わせて効果的に活用すべきと

しておりました、この建築基準法第3条の除外規定につきましても、こういった景観法などの制度を適用するところでこの建築基準法3条を適用していただいて、新たな制度と組み合わせて効果的に活用していただきたいというふうなことでお答えしております。一部修正というのは、この組み合わせる制度の中で建築基準法が入ってございませんでしたので、それを1つ書き加えてございます。

それから、資料2は6ページにお進みいただきます。

6ページの一番下のところでございますけれども、この新しい制度は省庁横断的な制度になりますと。そうなりますと、ワンストップサービスとなるような窓口なり行政の体制づくりも政策の推進に効果が高いというご意見をいただいております、それについて、この資料3-2では、1つ前の10ページの一番下のところでございますが、「市町村への支援に当たっては、ワンストップサービスとなるような窓口・体制を整備する」という項目を1つ書き加えてございます。

それから、資料2の7ページにお進みいただきます。

7ページ、5.「報告に当たって」、これは後書きのところでございますけれども、ここではパブコメの案では、その新しい制度について愛称的に「歴史文化都市法」とでもいような新しい法制化をというように書いてございますけれども、その言葉は一般的過ぎて、かえってなじみにくいと。このご意見では、「歴史遺産法などはいかがか」とご意見をいただいておりますが、私ども考えまして、12ページの一番最後の後ろから4行目・3行目のところですが、「歴史まちづくり法」といような愛称を考えてございまして、そういうような「新たな立法措置を行い」というふうにな記述に修正をしております。

修正を行った部分は、以上で全部でございます。

資料2では、3.「その他のご意見の内容」として、報告(案)に賛意を示すもの、参考意見、それぞれ5件と18件ございますけれども、それについては、また適宜ごらんいただくことにして、詳細な説明は省かせていただきます。

資料2、3、今日の一番重要な部分である資料の説明は以上でございますが、残りの資料について、どういうものを入れてあるかだけちょっとご説明させていただきます。

資料4でございますが、これは前回の第4回でもお示いたしましたこの小委員会報告の補足説明となる参考資料でございます。前回からほとんど内容が変わってございせんが、一番最後のほうの46ページ以下、ページ数は右下に振ってございます、資料4でございます、そこに先ほど報告(案)でも一番最後に「歴史まちづくり法」といような法

制にしたかどうかというような記述がございましたけれども、現在、私どもが検討しております法案の概要について書いてございます。この法律は、文化庁、国交省、農水省の共管で国会に提出することを検討してございまして、その次のページ以降に、その法案を考えた経緯、それか、そのスキームなりが書いてございます。

この報告（案）の中でいろいろと措置すべき事項について具体的な記述を書かせていただきましたが、その内容がおおむねこの、今新しく私どもが考えている法律の内容として盛り込まれておりますので、そういうふうな形でごらんいただきたいと思います。

最後の51ページ、52ページにそのポンチ絵といいますか、イメージ図を載せてございますので、それも参考にさせていただきたいと思います。

それから、資料5、資料6でございまして、これはそれぞれ年末の、資料5のほうは年末の予算編成で認めていただいた新しい予算制度について、創設なり拡充なりをした内容についてそれぞれ解説をしたものが載っております。

それから、最後の資料6は、これは前回の小委員会でもご説明いたしましたが、税制の改正内容でございまして、これはそのまま載っております。

資料の説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

【委員長】 ありがとうございます。

では、これから質疑に入りたいと思いますが、その前に、先ほど冒頭にお話がありましたように、都市・地域整備局長が所用がございまして退席されますので、小委員会は、今回、最終回でございまして、せつかくですので、一言何かごあいさつをいただければ幸いです。

【都市・地域整備局長】 申しわけございません。実は、今日11時から、来週の次官会議・閣議で今度の法案を決定して国会に提出するための手続きで、与党自民党の党内手続きがありますので、中座させていただきますので、私のほうからもお礼を込めて発言させていただきます。

まずは、まずお礼を申し上げなければいけないのですが、ほんとうに委員長をはじめ小委員会の先生方には大変お世話になりました、大変すばらしい小委員会報告をおまとめいただきました。改めて厚くお礼を申し上げます。

この小委員会、7月に第1回を開催して以来、非常に短期間に5回の委員会の開催をいただきました。私は第2回目から皆出席をさせていただきましたが、私自身最初始まったころは、正直申し上げまして、どうもなかなか落とすところがはっきりしない小委員会が

始まったなど、内心は大変心配しておりました。

古都保存法という大変すばらしい法律、我が国の古都を守り、次世代へ継承する法律がございませうから、その古都法の理念の全国展開ということでスタートしているわけですが、古都以外の我が国を代表する歴史的な都市としてどこを対象にするのかという問題、あるいはまた、古都法に規定する歴史的風土、これは歴史的な建造物・遺跡とそれを取り巻く自然的環境ということですが、法令上は「歴史的風土」という形で定義されているわけですが、京都、奈良等でも、むしろ自然的環境のエリア以外にも非常に歴史的な趣のあるまちなかがあるわけですが、このエリアをどういう形で維持・再生し、次世代に継承するのかという問題等々、そういった問題の答えが本当に提案できるのかどうか大変不安ではありました。

あるいは一方では、実は関連すると思われる制度を平成16年に、このときも委員長には大変ご指導いただいて創設いたしました2つの制度。1つは景観法という制度、これは景観形成の基本法でございますが、景観法との関係をどのように整理をしたらいいのか。

もう一つは、まちづくりという関係で出てまいります、都市再生特別措置法の一部改正をやはり平成16年に行いまして、まちづくり交付金、まちづくり計画の制度を既に導入しておりますが、この制度との関係をどうするか。まちづくり交付金は大変ご活用いただいておりまして、800近い市町村、地区数で言いますと1,400近い地区が既に計画ができて、交付金の交付をさせていただいているわけでございます。そのまちづくり計画の中にもこういった歴史的な建造物なり歴史的なまちなみを中心にしたまちづくりの計画がたくさんございます。そういった、二つの制度と、今回、私どもが追加的に提案する制度をどのようにうまく調整して組み入れていくのかという大変難しい問題もありました。

このような中にありまして、これまでの審議を通じて、先生方のご意見、さらには前々回、犬山市も訪問いたしまして、犬山の市長さんからかなり貴重なご意見をいただきました。非常に感銘を受けたのは、犬山の市長さんがまさに国宝犬山城から南下する本町通り、私も見させていただきましたが、かなり荒れたと言うと変ですけども、時代の流れの中で歴史的風致とはふさわしくないような状況になっている。これを一軒ずつ修復をしてもとに戻して、かつてあったような本町通りの城下町の武家屋敷のまちなみを再現したいのだという想いをかなり熱っぽく語っておられまして、非常に感銘を受けました。まさにそういうことなんだなど。規制だけではどうしてもそういったものは守れない。やはり手をかけてもう1回つくり上げるんだということで、実は今回の制度を構築させてい

ただいたわけでございます。

それから、文化庁との関係もいろいろありまして、きのうも自民党なり公明党、与党の会議で説明したわけですが、国会の先生方も疑心暗鬼になりまして、ほんとうに国土交通行政と文化財行政が手を組めるのか、現場では、これまでは文化庁というのはまさに凍結的な保全をやっている、国宝なり重要文化財、例えばくぎ1本打たせない。あるいは、史跡のところのできるだけ復原したい、関連の施設をつくりたいと思っても、かなり忠実な復原をしようとしても、なかなか認めていただけないという問題が言われておりました。

我々は我々で、わりと疑われていまして、どうせ国交省がやることだから、張りぼてみたいなものがいものを作って観光とかまちづくりに生かすのではないかというふうな疑心暗鬼ももたれている面もございました。私どもからは決してそうではありませんということで、今回、法令的な用語としては「歴史的風致」という概念をつくりまして、まさに歴史的な建造物、遺跡・史跡類と、それを取り巻く歴史的な環境、さらには、単にそれだけで凍結的な保全みたいな形になるわけですが、実はそれが日々の生活、日常生活で生かされている。あるいはまた、ものづくりの現場として、まさに伝統産業の場になっている。もっと言えば、そういう日常だけではなくて、ハレの場、祭りの場になって、皆さんがそれをもってふるさとに愛着を持つ、これが定住基盤の支えにもなりますし、まさに心のふるさととして提唱する、そういう生きた歴史的なもの、それは凍結保存する文化財だけではないということで、そういう意味で、ちょっとこなれていませんけれども、そういう意味で心を込めて「歴史的風致」という概念を、今回、法律上の定義としてきっちり位置づけさせていただいたわけでございます。

法案作成の過程で、できるだけ多くの省庁でこの制度を活用していただきたい、内閣一体になってやりたいということ呼びかけましたら、農林水産省さんにも入っていただきました。もちろん、歴史的な風致が農林漁村にもあることも事実なんです、省の持っている予算を積極的に協力してほしいということでいろいろ考えていただきました。金沢の例で申し上げますと、金沢市は、今、非常に熱心に歴史的風致の維持・再生を行っておりまして、その中でも水と緑が重要ということで、昔の用水路の復元、これは暗渠になっていた用水路を全部開渠に開きまして、せせらぎの復活をやっております。非常に立派なせせらぎが随所にできてきたのですが、実はこれは農業用の用水路、辰巳用水という用水路でありまして、管理者が土地改良区。で、農水省の土地改良事業圃場整備は安全中心ということですから、昔の土でできた用水路を、簡単に言いますとコンクリートの3面張りに

していくということになっていましたので、これでは困るということで、まず土地改良区から管理をそういった歴史的風致を管理する主体、市なら市、あるいは新しくできた支援法人なら支援法人に移すように管理権限の移譲の特例を認めていただいた。さらに整備の基準についてもコンクリートの3面張りではなくて、まさに昔の用水路の姿を維持するようさまざまな特例も認めていただきました。このように関係省庁にも御協力をいただきまして、おかげさまで私どもとしては、何とか現時点でできることは今度提案する法律に盛り込めたのかなと思っています。

ただ、問題は、これをいかに的確に運用していくか、運用上はかなりやはり大きな問題がありますので、小委員会そのものは今日で一応解散ということになりますけれども、先生方にはこの制度が実際に機能して、我が国にとって貴重な歴史的風致が孫子の代まで継承していけるようぜひ今後ともご指導いただくことをお願いして、お礼のごあいさつとします。どうもありがとうございました。

【委員長】 どうもありがとうございました。

では、早速ですが、本日の小委員会の使命でございますこの報告の取りまとめの審議を行いたいと思いますが、せっきかくの最終委員会ということもございますので、その成果も、今、同時並行で国としてもいろいろご意見いただいたということがありますので、各委員から、今後さらに国へこういうものを頑張ってもらいたいとか、いろいろなことを含めてご意見をいただく場面もいただきたいと思いますので、この報告（案）の文案確定をなるべく各委員のご協力をいただきまして早目にまとまりますと、少しそこら辺のご発言をいただく機会も大分時間も出てきますので、ぜひよろしくご協力をお願いできれば幸いです。

では、どの点でも結構ですが、ご意見、ご発言等ございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

どうぞ、C専門委員、お願ひします。

【C専門委員】 パブリックコメントを読んで一番痛切な声は建築基準法とのかかわりで、せっきかくやろうとしてもいろいろな縛りがあってできないという声は圧倒的なような感じで読ませていただきました。

その点につき、この報告（案）に反映されているということをお先ほどご説明があったのですが、ちょっと知識がないので、その第3条の特例が対象になるのはどういうものかお教え下さい。

【事務局】 3条の部分をお答えする前に、実は建築基準法に関するご意見については、別に「【原文を維持】」ということでご説明をしなかった項目がございまして、それをちょっとまず先に申し上げますと、資料2の7ページ、「報告に当たって」の1つ前のところに「伝統的工法でつくられている民家の、保存再生、そして生活者が利用できる活用こそが町に活気をもたらすと考える。基準法と関連した保存継承の案を求める」というご意見がありまして、さらに「その他、同趣旨の意見が7件ありました」と書いてございます。

実は、C専門委員がおっしゃった部分は、むしろこちらのほうに集約されておりました、建築基準法の現在の規定では、その歴史的な建造物や建築物がなかなか伝統的工法で建てるのが難しいということをおっしゃっている意見を出してこられた方は、例えば民間の建築士の方とか、実際にその場で活動している皆さんとか、そういうところからのご意見が実は多数ございました。

その答としては、直接この報告にかかわる部分ではないので「【原文を維持】」としておりますけれども、建築を担当する者の見解としては、ここに書いてございますように例えば既に構造方法に関する規定の適用を除外するために構造計算が定められているところだと。それをやってくださいと。ご意見をくださってなかなか難しいと言っている皆さんは、ここで言う構造計算、「限界耐力計算」というのですが、例えば災害とかそういうものに耐える力という意味だそうですけども、そういうものの計算がなかなか、それは能力的な問題もあるでしょうし、その他いろいろ事情があつてなかなかおやりになれない方々がいらっしゃる。そういう方々がこういう意見を出されてきているのではないかというようなご見解をいただいております、そういうところでぜひこちらとしても、そういう方々に対していろいろ情報も提供するし、決して伝統的工法を建築基準法が否定しているものではないという気持ちは伝えたかったというふうに聞いてございまして、そういう対応をしていただきながら、今回の新しい制度とうまく組み合わせて活用していただきたいという趣旨でお答えをさせていただくというふうにしてございます。

建築基準法のほうのご意見については、関連する制度として建築基準法を本文に位置づけましたので、先ほどの説明の中でもお答えさせていただきましたけれども、建築基準法の3条では、文化財保護法に基づく国宝、重要文化財、重要無形文化財、あるいは特別史跡・名勝・天然記念物、あるいは史跡、名勝、天然記念物等々に指定された建築物というような文化財保護法に規定されたもの、それから同じ文化財保護法ですけども、伝建地

区の中で条例で定められたもの、そういったものについては建築基準法の3条で適用除外。この適用除外は随分たくさんあるんですけども、主要構造物、屋根、外壁、その他、多くの項目でその適用が除外できるという、そういう規定がございます。

【C専門委員】 ありがとうございます。

実は、ちょっとケースが違うのですが、私が勤めています江戸東京博物館には江戸東京たてもの園という分館がありまして、今、27棟が移築・復原されています。その中に例えば高橋是清邸という、高橋是清が暗殺された二階の家があります。しかし、地震があるということになると大変危険で、もしその中を見学されている最中に起きたらどうするんだということになる。そこで原型は表向きは何とか保っても、内部は耐震のための材をはめ込むなどいろいろ手を加えざるを得ない。

さらに是清邸の階段が非常に急勾配で見学のお年寄りなどは転んで落ちる心配があり、手すりをつけようと思いました。ところが、建築専門の方から1つもそれに手を入れてはいけないと。ここに手すりなどつけたら、もう原型がなくなってしまって、この建築はまがいものになると言われた。しかしそれではお年寄りは二階に上がるなどということかというので、大激論になり、結局は手すりをつけさせていただいた。ということで、実際に文化財を活用する立場と、それを保存する立場とで矛盾があり、それをどう折り合っていくか、それが現場でやっている人たちの一番の悩みになる。これからもそうではないかと思っています。

ですから、まちづくりのときの建築基準法というのですか、あの悩みは僕はよくわかるので、そのこのところの推進していく際の折り合いといいましようか、そこがどういうふうになるか。だから、法律これ自体はいいですけども、先ほど都市・地域整備局長が言ったようにこれからそれが実際に動いていくときにどういう折り合いをつけるかというようなことだと思って私自身が抱えている悩みとして発言させていただきました。

【委員長】 ありがとうございます。

では、D専門委員。

【D専門委員】 今のC専門委員のことと関係するんですけども、先ほど、都市・地域整備局長が言われたように歴史的風致を次のジェネレーションにも継承するということと、生きた生活空間としてそれをつくっていくという、その2つをどういうふうにするかという大きな問題があると思うんですね。で、文化的に文化財としてやってきた活動に加えて、都市行政、都市づくりという枠の中に入れてダイナミックに展開しようというこ

とで、その具体的なイメージとか手法というものも、また重要になってくると思うんですね。

それで、先ほど都市・地域整備局長が犬山の本町通りというお話をされて、私、ちょっとこの間の視察は行かれなかったのですが、その前に個人的に地元の人に案内してもらって見てよくわかったのですが、あそこはやっぱり表側を現代の看板等の要素で隠してしまったりしているけれども、はぎ取ればすごくいい町屋がいっぱい出てくる。そういうものをもとのいい状態に戻すというのが、多分、復原のイメージの中にひとつお持ちでおっしゃったのだと思いますけれども、中国がやっているような根拠のないのに歴史的なまちなみっぽいものをつくってしまうのは、またひとつ問題があって、そこと今のC専門委員のお城を復原するときの話は、またちょっと絡むかなと思うんですが、だから、やっぱり本物をうまく生かしながら伝えていくというそれが基本だと思うんですね。そういう表側を隠しているのは、それはちゃんとやればいいもとの姿が復原できて、すばらしい歴史的風致が将来へ伝わると。

もう一つ問題は、この中に「保存」「修復」「活用」「復原」とあるわけです。あるいは「修景」とありますよね。「保護」というのもありますが、で、もう一つ、生きたまちにしていこうとすると、もう少し、今風に言うとリノベーションというか、今、建築の分野でも都市づくりの分野でも随分言われていて、いい事例もいっぱいありますよね。

例えば、私、わりと最近、大阪の昭和町というところで昭和初期の何でもない長屋なんですが、それが登録文化財になって、すごくおしゃれなフランスレストランなどに改修されているのを見たんですね。すばらしいですよ。ああいうセンスまで入れていかないと、ほんとうの意味で歴史的風致が生き生きとはならないのではないかと常日頃思っているんですけども、そういう感じがもうちょっと入るといいかなと思うんですけども、今のところ、「活用」と言ったときに、どこかに「レストランや飲食店や工場の設置を可能にする」とかかって書いてあるんですが、しかし、これを入れていこうとするときの方法が、歴史的な建物をそのままの復原とか、そのままの修復だけでは入らないだろうと思うんですね。もうちょっと生き生きと、ヨーロッパのまちが生きているのはそこにあるわけで、つまり、歴史的な器を現代のセンスや、ニーズや、デザイン感覚とうまくマッチさせて、非常に今の人が居心地がよくて美しいと思う、そういう快適な空間に変えているわけですよ。何かそういうのがちょっと入るといいと思うんです。

【委員長】 今のご指摘ですが、実は私も法案の全体は詳細には見ていなくて、ちらっ

と置いてあるのを見ただけですけれども、今のご指摘の問題は、実は法案にはかなり具体的に盛り込んでいるように聞いておりますので、それについて、むしろこれを踏まえてどうされているか。おそらく、D 専門委員のご発言にほとんど回答になると思いますので、ご説明いただけますか。

【事務局】 資料4の46ページ以降を見ながら、今国会に上程しようとしている法案に即してお話しさせていただきたいと思います。まず、歴史的風致の概念のところ、都市・地域整備局長からもお話も申し上げましたけれども、1つは核になる歴史的価値の高い文化的な資産とその周辺環境も含めてのハード面があります。

ただ、今回の「歴史的風致」という概念は、ハードだけではなくて、そこで行われるいろいろな人々の活動といったソフト面も含めて考えることとしております。「生きているまち」というお話がD 専門委員からもありましたけれども、そういうもの自身が将来とも国としても継承されるべきだろうというようなことで、それを支援していくというような法的なスキームを用意しようというような考え方で整理しているわけです。

したがって、景観法は、建物の形態だとか、土地の形態だとか、あるいは樹木の保存だとか、そういうものを規制としてどうするか。今までは自治体がいろいろ工夫してやっておりましたけれども、裁判で負けてしまったりとか、いろいろなことがある中で、そういうものを裏打ちする手段を提供していたわけでありましたが、そうではなくて、今度は、そういう事業を実際にやっていくときに、例えば権限を移譲して行って市町村におろしていくとか、あるいは、場合によってはNPOの関与ができるようにするとか、あるいは、町屋で形態だけ保存しても、結局、使われないと建物は生きてきませんから、その使い方が伝統的なものだけではなくて、レストラン、あるいは場合によっては宿泊とか、物販とか、現代の生活の中で建物が生きていくようなものも限定しながらそれらを可能にしていくというようなことで、用途を一部抜くような地区計画制度も今回の法律に入れ込むようなことで考えております。

50ページを見ていただきますとこの法律のスキームが書いてございますが、まちづくりを進める市町村がこういう計画をつくるということで、実は文化財サイドの行政は、通常は教育委員会がやっております、個々の文化財の保護という観点から、文化財について何らかの改変とか変更とかということをやろうとする者が、きちっとした形で文化財を保護するという観点から見て支障がないかどうかというチェックをしていく。あるいは、そういうものを復原していく物に助成していくというような、個々の物に着目した保存行

政をやってきたのです。一方でまちづくりはまちづくりで、新たに物をつくるということをやっていたのですが、これを法律上も教育委員会と市町村の連携をとるべしというような規定も入れておりますし、何よりも事前に文化財サイドとまちづくりサイドが大まか、この地、このエリアのこういう歴史的な風致を維持・向上するという共通の目標を持ちながら、それぞれ持ち分に従って仕事をしていこうという計画をつくっていただく。

もちろん、市町村はみずからの市域の歴史的風致をどうするかということを決めるのですが、国家的なレベルから見ても、それがやはり重要だろうというような一定のやっばりランクといいますか、そういう判断があるわけで、それを基本方針として、国が決める基本方針に従って個々の市町村がつくられる当該市町村の歴史的風致維持向上計画について認定していく。認定をしたら、もちろん、法律上のいろいろな権限の特例も適用できるし、また、そこに都市・地域整備局長からお話し申し上げましたまちづくり交付金等で、今やっている事業、これはまちづくりということでやっているのですけれども、それを拡充しながら重点的に支援をしていこうと。もちろん、核になる伝建をはじめ文化財の修復の従来の事業は文化庁を中心にきちっとやるのが大前提でございますけれども、そういう形で動いていくというような制度を考えております。

【委員長】 　少し、私で補足しますと、資料4のこの50ページに、今、事務局からご説明のあった法案の概要の部分がございまして、そのやや右下のほうに「住宅地の規制のまま、歴史的な建造物を飲食店や工房等に活用できる地区計画制度を創設」と。現実にこういう動きは全国の市に芽生えがございまして、それが今回、法律として盛り込まれる予定だということです。法案そのものは、この場で配るわけにいかないのですが、建築基準法の中の集団規定の部分ですね、用途の部分については、今回、歴史・経緯を配慮して新しい制度改正をするということは、一応、国交省、文化庁で相談して決まったということです。

最後は修文の確認がありますので、字句の追加のご意見がもしあれば、どうぞご遠慮なく出していただいて、最後をどうするかを確認をとりたいと思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】 　報告のほうの8ページ、資料3-2でございまして、8ページの頭のところに今回の新制度の心と言うべきものの書き方なんですけれども、この場合、「新たなまちづくり制度は」というところで数行あけますと、「復原・再生の支援」ですとか、そういった建築物の「伝統行事等への利用の促進」とか、あくまでもやはり歴史的な建造物について

て活用するというをやはりこの基本的には心の中に入っていると我々のほうは書いてございまして、さらに、それを受けて、一番、今、委員長もおっしゃいました具体的な施策としては、11ページに③の2つ目の「○」のところで「利活用を促進するため、用途地域の制限にかかわらず歴史的風致にふさわしい飲食店や工房の設置を可能とする」と。これは法律で地区計画をかけて住居専用地域の中でも飲食店や宿泊施設ができるようなことで歴史的建造物を活用できる新たな方策をつくっていくというような形で、法律の中に盛り込んでいるもので、基本的な考え方としては、建物の外形だけでなく、中身についてもやらなければいけないということを考えてございます。

さらには、資料5をお願いいたします。

資料5は、今回、予算案としてこれも国会に提出するものの1枚めくっていただきますと「歴史的環境形成総合支援事業」、これは新たに新設した事業でございまして、その右の真ん中辺に四角が囲ってございまして、「コア事業」のメインとなりますのは歴史的風致形成建造物の復原、修理、買取とか、そういったものでございまして、その付帯事業のところを見ていただきますと、1つ目は「周辺施設」ということで、そういった建造物の活用を促進するためのものですか、さらにはⅢで「活用に係るソフト事業」、こういう建造物を使っていくものに関して支援をしていこうというような全体の取り組みになってございまして、先生のご意見のご趣旨は、かなり既に盛り込んでいる所存でございまして、

以上です。

【委員長】 よろしいですか。

【D専門委員】 はい。

【委員長】 では、E臨時委員、よろしく申し上げます。

【E臨時委員】 最後の会議というか、後半、秋以降はあまり出ていなくて、今、こうやってこの内容を見させていただきまして、また、法律等の内容を見せていただきまして、市町村、まさにこういった対象となる自治体の立場から言いますと、とにかく当初の古都保存法の理念を拡大するか、先ほど、都市・地域整備局長がおっしゃいましたけれども、一体どうなるのかという、だから、緑の保全というか、緑地の買い上げとか、そういうことが中心になるのかなと思っておりました。それも非常に重要なことでありますが、こういう形でこの拡大をいただいたということ、まちづくりという観点で支援をいただけるような制度ができたことは自治体にとってはこんなうれしいことはないので、何か私どものまちのためにつくっていただいたような感じがいたしますけれども、1つはやはり、先ほ

ど都市・地域整備局長のまとめ方は非常にうまかったと思うんですが、1つはやはり平成16年の景観法がありました。この規制ですね。一方的に規制する。私どもは、今、これで建物の高さは、市内は16メートル以上は建てさせない、これを言ってきたんですね。これはもう画期的な話なので、景観法のおかげでやれることになりました。そして、景観法に基づきまして広告の規制が県から市に移ったんですね。今、今議会で広告条例を出します。広告をみずから規制できるわけです。これはあくまでも規制なんですね。

それからもう一つ、国土交通省で「まち交」というまちなみの対策の交付金が、今までの補助金から交付金になって、これは使い勝手がよくなったんですね。いろいろな形で今、電線の地中化とか、いろいろなまちなみの整備を、文化財があって、伝建があって、史跡があって、その周辺の部分について計画を立てれば、ある程度のいろいろな予算措置がとれるようになったのです。これで随分助かりました。弾力化されました。今までの補助金とは打って変わった制度であります。

しかし、それでも、なかなか周辺部分の形を包括的にやっていくには、まだまだ大変なのであります。私ども、実は萩市は、初めて文化庁と旧建設省の合同事業を着手いただいた、そういう歴史的経緯があります。これは外堀の事業なんです、外堀の復原、これは文化庁。そのそばに、実は道が悪くて道路の建設。道路の建設がそばのこの外堀を復原するものにミスマッチにならないようにということで、初めて両省の共同事業という形で、それぞれの文化庁のナカノ先生と、それから建設省のニタニ先生、そのお二方が背後にいらっしゃいまして、相互にもう激しいやりとりをしながらこの文化財の復原と道路の建設をやっていただきました。

そういったことがあって、これはすごいんだな、私どももちょっとお金がないものから、相当年数がかかってしまいましたけれども、そういったことは今回実は初めて行われるわけですね。文化財、史跡や、重文や、あるいは伝建や、あるいは取り組みのいろいろなものが文化庁でこの指定を受けましてやられています、その生かし方とかまちづくりとは、実はあまり関係がないんですね。まちづくりと切り離された世界になっています。

私どもは今、一番今まで困って言っておりましたのは、例えば史跡として復原されたものの建物は、そこでお茶会をやろうとしたときに炭が使えないんですね。炭を使ってはいけない。だから、お茶会は、今、電気釜でやっている。こんなことを——これは今は解決しました。何とか言ってですね。そこで日本の舞踊をやろうとしました、大会を。舞踏家

はみんな、どうしても明かりはろうそくの明かりを使いたい。だめなんですね。絶対に使えない。これは解決しまして、今は解決しましたけれども、そのような、これはかつての非常に凍結的保存という典型的な例のときであります、変わりつつありますけれども、基本はやはりそういうことなんですね。先ほど、まさにC専門委員がおっしゃったような。だから、そういったものが、今実はかなり変わりつつあります。これは、おそらく今までのいろいろな議論の中であらうと思うんですが、やはりまちづくりの中でそういった文化財の保存と、そしてまた、それを機能的にいろいろな形で生かしていく。

今、私どもは実はあれだけの伝建築を持っておりますが、そこでは第1種住専になっておりますので、店が開けないのです。面積の制限があるんです。そこで、この間、料理屋さんが店を開きましたけれども、結局、制限があるものですから、2つの家を長い廊下でつないでやっと事業ができる。それは面積制限があるからです。いろいろな意味でなかなか、保存されるもの、復原されるものはできていくけれども、そこはなかなか生きたまちにはならない。そういったようなことが、今回、まち交から、あるいは文化庁も大変今は弾力化されつつありますけれども、こういった今回の法律といいますか、予算措置といいますか、しかも、そのきっかけになったのがこの会であれば、これはほんとうに画期的なことでもあります。

いろいろなこと、小さい問題があるわけですが、一番今から私どもが期待もしていますし、不安になっていますのは、今後どのような運営が行われるかですね。確かに理念として考え方はすばらしいものですから、これが具体的に、ではどういう形で運用されていくのか。今から計画を市町村が立てます。立てたものがそういったものでどういうふうな形で運用されていくのか。予算の制約とかいろいろなものがあると思うんですけれども、この理念がしっかり生かされれば、それぞれのまちがおそらく生きてくるだろう。多くのまだまだ日本の心が残っている日本のいろいろな文化財が残っているところがこの制度を使ってまちづくりをやっていけることができるようになる、こういうふうに信じてやみません。

済みません、ちょっとほんとうにここまでになるとは私も思ってもいなかったものですから、余計にうれしい感じでいっぱいあります。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。また、午後、そういうご発言をしていただければ、大変都市・地域整備局長が勇気づけられると同時に、また来年度の責任が生じるとい

うことで、自治体の代表としてぜひまたご発言いただければと思いますが。

また、どなたからでも結構ですが。では、F委員。

【F委員】 3点ほど申し上げます。1つはもう既に出ている話なんですけれども、景観法もそうだったと思うんですけれども、どういう景観をつくるのかということについては、基本的にブランクといいますか、これから歩きながら考えると、そういう仕組みだと思っただけですね。

今回のこの新しい法案もまさしくそうで、歩きながら考えるというか、現在進行形で法を具体化していくというような仕組みかなと思っていて、そういう意味では、かたい法律の制度のつくり方としては、コンセプトそのものが「歴史的風土」という言葉から始まって、そのいい遺伝子を継承しているのかなと思っていて、法律のつくり方としては新しいモデルの1つになるのではないかと。で、やがてはこれがもう少し普遍化して、法律のつくり方も変えていかないといけないし、行政のあり方もこういうフアジーな概念を上手に使っていく、自治体も巻き込みながらということで、そういう意味で新規性があるかなというのが全体についての私の感想ということになります。

それで、あとちょっと細かい点なんですけど、文言なんですけれども、資料3-2の6ページで、復原の話がございましたが、下線部分のところがありますが、6ページの下線部分ですが、「復原に当たっては史実を踏まえて行われることが望ましい」というのは、これは多分、考えられた結果「望ましい」と書いておられるのだらうと思うので、必ずしも直せということでもないですが、何となくぱっと読むと、「史実を踏まえて行われることが望ましい」ということは、いい加減なものも何か許容しているような感じがしまして、「史実を踏まえて行われることは当然である」と。で、その後、何かしらを加えろとか、あるいは、専門家の意見を聞きながらなるべく近いものをつくっていくというのが良いのではないかと。もし変える余地があるのであれば「当然である」ぐらいにしておいたほうが、多分、「当然だ」と言ってもみんな言うことを聞くわけではないと思いますから、それぞれの創造性を発揮していただくということはあることなので、それを封ずるものではないのでどうかということが1つです。

それから、もう一つは、9ページになるのかな、(3)ですけども、新しい法律の名称は、ここでは下線部分のところちょっと出ていて、「歴史的風致の維持向上」というのがたしかこちらの資料の4ですと、その法律案の名称に「歴史的風致の維持向上」という言葉が使われているのですが、これは「歴史的風致」と来ると「維持向上」という言葉

でないのだめだということなのかなと思ったのですが、ただ、日本語としては、既にこの報告書でも出ているみたいに「歴史的風致保存・継承・再生」というような言葉を例えば7ページの表題でも使っておられて、どうして法律になるとこういう言葉が使えないのかというのが疑問です。心を伝えようと思うならば、やっぱり法律の名称も、もともと「歴史的風致」という言葉は、定義はしていますけれども、やっぱりわかりにくいし、外延は不明確なものですので、だとすると、最後のところで「維持向上」と突っ張ってもしようがないので、「歴史的風致の保存」とか、「継承」とか、「再生」とか、「創造」とか、もう少しやわらかい、愛称的なことも考えるのであれば、そういうふうに使ってもいいのではないかと思うのですが、何か事情があるいは背後にあるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

【委員長】 では、これについてよろしくお願ひいたします。

【事務局】 3点いただいたうちの2番目と3番目は具体的なご意見ということでお答えさせていただきます。

まず、復原のところの書きぶりでございますけれども、資料3-2の6ページでございますけれども、「復原に当たっては史実を踏まえて行われることが望ましい」、確かにちょっとやや弱腰過ぎる表現かなと思われまので、ご指摘の趣旨を踏まえまして「望ましい」のところは「べきである」ぐらいに、「復原に当たっては史実を踏まえて行われるべきである」というような、それが小委員会としての意見というふうにここは修正をさせていただきます。それが1点でございます。

それから、3つ目のご意見で法律の名称でございますけれども、実は私ども、この報告（案）を起草するに当たりまして、法律名称は確かに「維持向上」、特に「歴史的風致」というのはもともといいものであって、それさらに守るかよくするかという観点から言葉を選んだ結果がこの「維持向上」という言葉なんです。私ども考えるに、それはもちろんそのとおりなのですが、「維持向上」というと、やや即地的な感じがいたしまして、もう少し将来にわたってみたい広い意味で考えますと、「保存」とか「継承」とかという言葉が入りますし、それから、「歴史的風致」というのはもともといいものだとはいえ、中にはだんだんなくなっていくものもあって、それをさらに再生させなければいけないというのも、組み立てる制度の中ではそういう心も込めたいということで、この報告（案）の中では、法律の名前に直接関係するところ、法律に書いてある制度をそのまま引っ張ってくるとこ

ろは「維持向上」という言葉を残していますが、それ以外のところは意識して「保存・継承・再生」というような言葉を使わせていただいて、そういうふうに組み立てていただきます。

【F委員】 いや、だから、法律の名称を変えられないんですか。

【事務局】 そこは、現段階では残念ながら既に確定してございます。

【C専門委員】 資料4の49ページには「歴史的風致維持再生法」と書いてあるんですが。

【事務局】 49ページの下のところは、済みません、ちょっと資料は古い資料がそのまま載ってしまったのですが、当初はこの「維持再生法」というような言葉になっておりまして、議論していた経緯がございまして。

【C専門委員】 そうすると、正式には？

【事務局】 正式には、この「再生」が「向上」と変わったわけでございます。

【委員長】 日々資料が直されていったようですので、当初の国の事務局としての気持ちが残っていたということでご理解いただければと思います。

【事務局】 最初は「歴史的環境再生法」ぐらいでいきたいなどいろいろな議論を中でもやったんですけれども、まあいろいろな議論の末、法案の名称は「地域における歴史的風致の維持向上に関する」というようなことでまとめております。

それと、目標とすべき景観とか風致がなかなか定まっていないうお話があったのですが、実は景観法はツールでございますので、どれがいい景観だとか、どれが守る景観だとかというのは、それぞれの自治体が想定しながら制度を運用することになっているのですが、今回の新法では、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、自治体の中で文化財サイドとまちづくりサイドが当該都市においてこういう歴史的風致を維持向上するのだということをきちんと計画に書いていただく。例えば萩なら、江戸から幕末にかけてのこういう歴史があって、それを具現化するようなこういうまちなみをこういう建物を中心にこういうふうに残していくのだというようなことを共通の目標として、計画の目標として書いていただいて、そのための手段をきちっと計画に書くという、そういう意味で言うと、何のためにそれぞれの施策をやるのかというのを最初に共有して、柱を立てていただくというようなことを期待しております。それを国全体がやはり維持向上すべき核としての歴史的風致とはどういうものかという考え方を基本方針で書きますから、それに基づいて認定していくというようなことで考えております。そういう意味で言うと、価値観とい

いますか、ある部分をきちっと明示しながらそれぞれの施策が動いていくようなことを期待しております。

【委員長】 通常ですと、この審議会の報告なり答申が出た後で、国としての、行政府として具体化の検討をするという流れだと思うんですが、今回は来年度から速やかに実施したいということで、実は最後にご説明があると思うんですが、この文書はその法案との対になる政策をつくった文書になりますので、やはり国の各省とか、当然ながら国土交通省の各局の中で相当文書が細かく用語まで精査されたと聞いておりますので、逆に言いますと、我々の委員会がまず終わった後でこれからということだと、かなり自由闊達に意見をまたさらにということがあっていいと思いますが、逆にこの審議会の目的である政策の具現化のところでは既にそこまで用語を詰めていただいているところがありますので、用語については少し違和感を覚える用語もあるかもしれませんが、それはおそらく大体そういう箇所はかなりいろいろ政府内で調整されたところではないかと思えます。

そういうことを踏まえながらということで、少し修文をどうするかということについては、この報告と成果とのバランスも考えながらいろいろご検討いただければと思いますが、まだご発言ない委員からぜひご発言を賜りたいのですが。では、G臨時委員、よろしくお願いいたします。

【G臨時委員】 そういう事情ですから、原案に賛成です。(笑)

それで、ちょっと話を広げたいんですけども、最初にC専門委員が言われた建築基準法の細かい話ですね。それに対する高松さんの答えは、適用除外とかいろいろなのがあるから、それら——そういうのはもうよくわかるんですけども、私はこう思うんですね。建築基準法は、すべての建築物は安全で永久的なものとしてなければいけないという概念があるのではないかと。

ところが、日本の文化は仮設建造物というか、をむしろ前提にしているところがたくさんあるわけですよ。ですから、建築は永久不変だと考えるような西洋文化の考えと違うのだからね。これは建築行政に言うしかないのですが。だから、すべてを網羅的にやらなければいけないというのではなくて、各種タイプがある。人間が生きるために必要な建物は何タイプもあっていいわけですよ。これこそ多様性なんですよ。それを、何か一元的にやらなければという使命感があり過ぎた。これは近代の考えですからね。だから、それはちょっと意識しておいたほうがいいのではないかとというのが1つです。

それから歴史的資産の価値というか、価値の復原整備についてですが、先ほど都市・地

域整備局長が国交省がやると張りぼてとか、適当なのがこの、それは一般の通念であって、文化庁側にも確かにあるから。その逆がね。建設省なんかには任せたらどうなるのか、とんでもない歴史が登場するのではないかと、にせものが出るのではないかと、このがよくあって、C専門委員はたまたま館長をやっておられるから歴史家だけれども、こういういわゆる一般的歴史家はその逆をおっしゃるので、凍結保全的なことが相変わらず強いですね。

私が思うのは、これも例えば要するに結論はリテラシー。歴史というものに対する見方の教育が足りないということだと思えますよ。例えばディズニーランドのシンデレラー白雪姫か、あれは、あの城は、ディズニーランドの真ん中にあるあの城はだれかは知りませんが、要するに童話に出てくるお城でしょう。あそこに行ってこれは歴史におかしいんじゃないかと言う人はいないでしょう。あれはディズニーランドだからですね。では、あと次に、スペイン村はどうかとか、チボリはどうかという、日本にはたくさん、オランダのハウステンボスもあるし、そういうものとほんとうの歴史との間にたくさんの段階があるのですが、少なくともそういうつくり物と本物の希少な、国家的にも希少性の高い歴史とその間に幾つかあると。それを右か左か両極に置いてしまったという見方が実は問題だったと思えますね。

ですから私は、D専門委員もそうおっしゃったのだけれども、やっぱりもっと利活用して、利活用になれば、少なくともそこでそんな料理を食べていたわけではないという、アワカヒエを食べていなければいけないということになったら、歴史的施設の活用などはできませんから、だから、そういう意味でやっぱりちょっと、「教育」という言い方がここできるかどうかわからないのだけれども、歴史的なもののオーセンティシティをやるのは、純粋にそこをやらなければいけないものと、まあそうでないというか、その手前でいいものと、もっと手前でいいものと幾つかの段階があって、それを上手に活用しながら我々は歴史的雰囲気を感じ、それから日本の歴史や文化をちゃんと継承すると、そういうようなことをどこで教えるか、どこで学ぶかですけれども、そういう少なくとも段階があることをみんなが踏まえるという、そういう常識をつくりましょうというようなことをどこかに付言するといいかないというのがもう一つの意見です。

あと1つあったんだけど、忘れてましたが、後で。

【委員長】 ありがとうございます。

では、H臨時委員、よろしくお願いいたします。

【H臨時委員】 基本的に私の申し上げたい意見もある程度入れていただいて結構だと思います。

ほんとうは質問事項があったのですが、それは解消しました。というのは、例の11ページの「新たな地区計画制度を創設する」というのは、これは法律上、こういう枠組みをつくるのかどうかということを質問しようと思ったのですが、今度の新しい立法でそこは明確にするということですね。だから、ここの部分は、前は「規制緩和」とか何とか、ちょっと抽象的な表現でよくわからなかったのが、具体的になってよくなったと思うんですが、それに関連して、また質問ですが、資料4の50ページ、法案の内容が書いてありますけれども、まず「地区計画制度を創設」とありますね。その次に、「無電柱化を促進」とあるのと、それから「地下空間の駐車場の整備」とあるのだけれども、それも、そういうことを法律上ははっきり書くわけですか。それは非常に結構なことだと思うんだけど。

【事務局】 法律上、この共同溝とか、公園の地下との専用とか、これまで幾つかの制限のもとにやっていたのですが、この歴史的風致の法律のもとで認定された地区については、ある程度その規制を緩くして無電柱化を促進したり、公園の地下をもっと活用することができるようにするというようなことが法律に盛り込まれております。

【H臨時委員】 わかりました。

それと、これは要望といいますか、運用上の要望ですが、例の9ページに書いてありますけれども、国側の「申請に基づき評価して認定したもの」とあるのだけれども、その認定については、できるだけ柔軟に対応していただいたほうがいいのではないか。これは手を挙げるところがどれだけの数があるかということにも関係してくると思うんですが、ほんとうに地元の市町村が、地方公共団体がほんとうに熱心にやろうということについては、要件はいろいろありますけれども、できるだけ柔軟に対応していただいたほうがいいのではないかということを、別にお答えは要りませんが。

【委員長】 はい、どうぞ。

【G臨時委員】 思い出しました。9ページの国の支援のあり方なんですけれども、国家的な重要性と緊急性という2つが挙げてあります。私は、重要性に含めていいかもしれないのですが、要するに古都法は全国の中で古都だけを選んだ。今度は、それを敷衍化するというときに、またちょっとランクの低い古都という言い方は変ですけども、要するに地方の城下町になるということでは困ると思っているんですね。

というのは、国家がやらなければいけないことには、日本の国の歴史の全体像を継承す

ることがあると思うんですね。ですから、石見銀山のようなあれは鉱業ですね。鉱業遺跡に近いですね。そういうものと、例えば埼玉に三富新田というのがあります。これは農村の遺跡ですよ、柳沢吉保がつくった計画的農村開発だったのですね。そういうものもあります。それから北海道には、拓殖開拓村があるわけですね。ですから、日本の発展史の中で、そういうふうに漁村もあれば、農村も、工業都市もあるというようなこととか、それから地方で東西南北でそれぞれ、北陸には北陸固有の雪の文化がありますね。そういうものが多様にあると。その多様なものをきちっと——地方に任せておくと、そこはもう経済的に厳しければ地盤沈下して、喪失・滅失していくわけですね。

ですから、国がやるべきことというのは、古都があったから次は城下町で、それから村の役場と、そういう順ではないのだと。そういうヒエラルキーではなくて、水平的な多様性をちゃんとやるのが国家の責務だと思うんですね。それは市町村でやるべきだという議論にはならないと。市町村はやっぱり経済原則でいかざるを得ない、厳しいときは。

ですから、この国家における重要性・緊急性のこの考え方ですが、緊急性とは破壊されそうなときということでしょうけれども、だから古都法ができたのでしょうけれども、私はぜひそういう国の責務のとらえ方を、自治体から申し出てそれを応援しますというスタンスだけでいいのかという観点ですね、今、私が申し上げたのは。国の全体像を考えて、むしろ積極的にそれを位置づけて保全をする、手を差し伸べるべきだと、こういう考え方をきちっと持つておくべきではないかと、こう思っています。

【委員長】 ありがとうございました。

今のご発言に対しては、何かございますか。

【事務局】 もともとこの小委員会を立ち上げたときのスタートはある程度そういった含みの部分も、やはり国としてどうするんだという問題意識で実はこの小委員会を立ち上げてきたわけでございますけれども、一方で、やはり地方分権という流れの中でそういうトップダウン的な法制度はなかなか仕組みにくいという状況にあって、国がやはり基本的な考え方は文化庁と国交省、政府を挙げて方針をきちんと出した上で、実際に取り組むのは基礎的自治体である市町村だというその両方の核を持つということは押さえてきたつもりでございますので、実際これから運用に当たって、国が基本方針をどう書いていくかがまた次の大きなステップになってございますけれども、そういった趣旨も踏まえながら、できるだけうまく運用ができるようなことでやっていくしかないのかなと考えてございます。

それから、先ほど委員がおっしゃいました文化的な価値をいかにみんなに知らしめて—知らしめるというのはちょっと、一方で文化庁のほうで同時並行的にというか、向こうのほうがちよっと前から審議会で検討されていたのですが、それが昨年19年の10月30日に文化審議会の文化財分科会で報告書が出てございまして、その中でやはり社会全体で文化財を継承していくために、親しみを深めるような方策ですとか、保存と活用をどう両立していくかということ、それから、人々に対してどう理解を増進していくかということ、かなりの分量でそちらに記述されてございます。そういう意味で、これから文化庁と手を取り合って、まずこの法律が成立していかないことには先に行きませんけれども、そういったものを踏まえて一緒になって、いかにどういう形で広報していくかということも踏まえてやっていきたいと思っております。

【委員長】 ありがとうございます。

では、I委員、よろしくお願いいたします。

【I委員】 先ほどE臨時委員もおっしゃいましたけれども、古都京都が古都保存法で三山は守れましたけれども、なかなか市街地は少しふぞろいになってしまったようなものを目の当たりに見ておまして、今回のこの新しい法律は全国的にいろいろな市町村が待ち望んでいるものです。また、その輪がおそらくどんどん広がっていくだろうと思います。やはり日本人の中で歴史的な風土に込められた日本人の持つ精神性みたいなものがハードの中に、かもし出されて残されることを、こういった制度・仕組みを通じて願っておりますし、おそらくそれは未来の子供たちの教育に対しても、言わずもがなそういった雰囲気がつくり出していくものが人格形成にも役に立つのだろうと思います。そうあってほしいと願っております。

そういう意味で、今回の歴史的風致という概念はほんとうにパブリックコメントにも書いていらっしゃるように、「概念は、明確にしつつも柔軟性を高めていくことが、多様なアイデンティティの保証に」という、何かわかったようなわからないような言葉なんだけれども、しかし、わかるという、(笑)しかし、やっぱり納得してしまうということであると思います。

しかし、先ほどからのご意見の中で、では具体的な運用に入っていくときには、やはり現建築基準法等の中で、ではこの物件をどうするんだといったときにはどっちが上位概念に来るんだというようなことが出てくるのだろうと思いますので、その運用に当たっては、これから1つ1つ当たりながら解決していくしかないのかなと今日のお話を踏まえて

思いました。

ただ、先ほどD専門委員もおっしゃったんですけれども、安心・安全、それから防火、それから耐震性ですよね、そのことと、それから歴史的な雰囲気、風土、建物というこれをどう超えられるのかということなんですけれども、両方とも大事で、でも、どちらかが優先するのではなくて、ではどこをやるかとしたら、やっぱり日本のこれからの改装技術しかもうないのだろうなと思います。やっぱり地震のときに壊れるようでは困るし、かといって何か今のような筋交いとかはねる金具ががっつと見えているものはもうひとつそういったものを壊すし、また、今の建築基準法ではアルミサッシとい、そういったものを改築するとなれば義務づけますから、幾ら採用するといっても、やっぱりアルミサッシではないところはあるんですけれども、でも、今はだんだんそういう建具、金具を含めてそういうものにあまり邪魔しないようなセンスのある改装技術、歴史的風致を踏まえるような改装技術、そういうものをもっと開発していただけるように促進することに期待します。また、センスのいいところを、センスよくそういった基準をクリアしながら改装していらっしゃるところがモデルケースとしてまたいろいろ水平展開して紹介できるようなことがあるといいと思います。

どちらにしましても、歴史というのはそれぞれの歴史があるし、歴史的に建造物も雰囲気も含めて上か下かとか、どこを優先するかとか、どこを優先しないかという、なかなかその判断基準も多分おそらくこの運用に入ってくると難しいです。国がここが最優先だ、ここが最優先でないというようなことを決めるときなかなか決められないし、ほんとうにまだまだ課題はたくさんあるのだろうと思います。それはぜひやっぱり現代生活を踏まえて、単に映画のセットのように凍結してしまうのではなくて、生きている生活、それからまたお仕事もするわけですし、そういう場として、かつ歴史的なエッセンス、それがおそらく「風致」という言葉に込められたものでもあるとは思うんです。そういったエッセンスを生かしながら継承していけるというような、そういう良い例が展開していけると広がっていくだろうと思っております。運用に関しては大いにこれから期待するところでございます。

【委員長】 ありがとうございました。

J 専門委員さん、何かございますでしょうか。

【J 専門委員】 大変素晴らしいものができて感動しているわけですが、今、いろいろなご意見がありましたところで最後の落穂拾いの話で申し上げます。まずE臨

時委員がおっしゃったように、専門性をどうやって確保するかというところが、今から運用のところでは一番バッティングが出てきて、また、おもしろいところでもあって、そこをどうやって担保していくかということが重要だと思います。今のこの書きぶりでは、特に基本計画をつくる段階の話がありましようし、それからまた地区計画の中身をどうするか、あるいは事業計画をどうするか、中のインベントリーをどうつくるかとか、いろいろな段階でおそらくその専門性の問題が出てくるのだらうと思うんですが、その辺をどうやって担保できるのかが施行令の段階で何か入る余地があるのかどうかというのが1つでございます。

それから、やはり国家的な重要性・緊急性と地方分権の話なんですけれども、前も私、軀のことを申し上げたのですが、確かに地方自治体にすべての権限は行くわけでございますが、国が何らかの形で指導できる根拠といいたまいますか、例えば今の文化財保護法の伝建地区の規定の中では、伝建地区はもちろん市町村で決めるのですが、一種の国家的な価値の観点から指導ができる条項を1つ入れてありますですね。あれは昭和50年当時の法律ですから、それができたということかもしれないのですが、何からの形で施行令段階でもいいのですが、基本計画をつくったり何らかのディテールを決める際に、実は国が指導できる権限を書きこんでほしい。あるいは、そこに今の専門性を発揮する方法の中で、今、実はおそらく一番問題なのは、こういう、まさにヨーロッパではごく当たり前になっているけれども、日本では保存対開発が対立するような図式の中で両方をまとめるような形でまちづくりを進めるコンサルタントが極めて少ない実情がございます。

ですから、E臨時委員のところではやっておられる、もう二十数年かかっている外堀の事業は、なぜあれができていくかという、実は市長さんがもう5代ぐらいかわっているわけですね、多分。それにもかかわらずあれが継続できている1つの理由は、2人の非常にすぐれた専門家、開発サイドと保存側といいたまいますか、両方から入った委員がおられて、その人たちが変わらずずっと政治を超えて、制度を超えて生き残ってきていることと、それを支えているコンサルタントが非常に優秀な方を国交省の側で提供されておられる。もうかなり赤字覚悟でやってくれているコンサルがいるわけですね。そういうあたりをどうやって担保するのか。

おそらくこれは今までの設計管理料では足りないような、かなり密度の高いことをやらない限りだめでありまして、国宝、重文絡みの修理の設計管理料は20%から25%ぐらい取っているわけですね。今の都市計画の場合もかなり抜本的に最初にいい調査費をつけ

て、計画をつくった上で2年目から事業化するというふうに、1年か2年のクッションが置けるような仕組みが重要です。細かなことになりますけれども、実はそこがクオリティにも致命的に関係しているというのが、この20年近くまちなみ保存の中でまちづくりをやってきた中での経験でございますので、何らかの形でそういう高度の専門性が担保できるものをつくっていただけたらというのがございます。

それからもう一つは、今、I委員もおっしゃっておられましたけれども、防災と安全の問題です。結局、個々の家が防災的に対応するというのが建築基準法の趣旨だと思うんですが、もちろん集団的な安全のためにやっているわけですね。皆さんもご存じだと思うんですが、白川村のようにカヤぶきの屋根に対して水が出せるような、村の防災施設が公共事業としてできることによって安全性が確保されておりますですね。

つまり、安全性の確保というのは、個々の建物を建築基準法で縛って、それぞれの家が苦しむという話ではなくて、もっとそのもとになるところを集団的に安全にする防災設備をつければ、逆に言えば、かなり基準法が緩和できる部分もあるわけですね。その部分がおそらく今回入れていただいた「防災」というところだと思うんですが、これがおそらく法律上は文言の中に入っていない。もはや時間切れだったのかもしれませんが、施行令の段階で何らかの形で入れていただくとか。つまり、集団的な安全をどうやって確保するかというのがあります。また、建築基準法の場合、一番また問題なのは、施行令のほうにありまして、例えば基礎の緊結という形で建物は地面に結びつけられていなければいけないことになっているのですね。地震がある場合には最後まで地面の動くエネルギーを建物が受けとめなければいけない。建物は地面から逃げられないわけです。ところが、法隆寺以来、基準法ができるまでは、昭和二十何年までは、建物は自由に土地の上を動けたんですね。そのために地面の揺れるエネルギーを最後まで吸収しなくて助かっていた仕組みがあって、阪神大震災でも助かっている建物、重要文化財の建物はみんな動いて助かっている。歩いて助かっているわけですね。そういう仕組みが、実は基準法の場合も施行令のところには厳しい問題が残っている。そのような問題を今回の場合もどうするかが非常にあるのではないかと。ですから、まだ施行令段階でのたたかいは残っているのではないかとというのがお願いでございます。

勝手なことを申しました。

【委員長】 ありがとうございます。

新法がめでたく成立した暁には、ぜひそれをフォローアップでまたご検討いただきたい

と思いますが、どうぞ。

【事務局】 簡単に申し上げますと、国が助言ができるかということになりますと、一応、条文上は、国はそういうことに対して情報の提供・助言を努めなければならないという義務規定が我々に関与されているのと、さらには、その管理だとか修理に関して、文化庁長官に技術的指導を求めることができるというような条文も中に含まれてございまして、積極的にこうやれとは言えないけれども、求めていただければいかようにも助言ができるというような仕組みになってございます。

【委員長】 それで、いろいろご意見いただいておりますが、我々、小委員会としては報告の「案」を取るというのが最後の使命でございまして、今までの意見を集約いたしますと、修文箇所としては1カ所、6ページ、資料3-2に戻っていただければと思いますが、我々小委員会の報告（案）でございすけれども、6ページにつきましては、既にご意見に対して、この下線のアンダーラインのところですが、やや少し強くしようということで「史実を踏まえて行われることが望ましい」を「行われるべきである」でしたか、という既に事務局と各委員のご指摘のやりとりの中で1カ所修正がございましたが、それ以外については、同時並行でこの具体化に行政側に相当努力していただいておりますので、セットで見ても、この小委員会の報告（案）としては大体、大変すばらしい内容でよろしいのではないかという意見も多々ございましたので、この1カ所を除いて、この修文についてはここだけということでもよろしいでしょうか。この後の午後の部会の準備もあると思いますし、いろいろな事務的なこともあると思いますので、せっかくここまでもんでいただいたということもありますので、では、この1カ所の修文をするということで報告として取りまとめることにしてよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

【委員長】 ありがとうございます。

事務局として、さらに何か直したいということがあればまた別ですけども。

【事務局】 特にございません。

【委員長】 よろしゅうございますね。

では、ありがとうございます。そういうことで無事、この報告がまとまったということで、これについて、午後開催される歴史的風土部会に提出し、私から報告をさせていただきたいと思っております。

そこで、再び議事次第をごらんになっていただきたいのですが、議事次第の（1）、この

報告（案）について、この括弧が取れました。

（２）「その他」とございますが、これについて事務局からご説明をお願いしたいと思っております。

【事務局】 委員長をはじめ委員の皆様方におかれましては、報告をおまとめいただきまして、ありがとうございます。

お手元の参考資料１の１枚目をごらんいただければと思います。

先ほどご説明申し上げましたように、この後、１３時から第１２回の歴史的風土部会で委員長から報告についてご報告いただき、議決されましたら、これを平成１５年の諮問、参考資料１の上にピンク色で書いてあります「今後の古都保存行政のあり方はいかにあるべきか」という中での大津市の古都指定を除く残りすべての部分の答申とするための事務手続に入らせていただくということになります。

また、この報告を受けまして、新しい地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の案を今国会に提出してまいりたいと考えてございます。

そういうことで、本小委員会の審議はこれで終了したものと取り扱ってよろしいかお諮りいただければと思います。

【委員長】 以上のようなことでございますが、その前に１点だけ済みませんが、今回の小委員会の使命は、主にこの全国展開、既に古都指定された都市以外に対して歴史的まちづくりをどう推進するかの政策づくりが求められていた主眼でございますが、一方で古都保存法の４０周年を踏まえて、これまで行ってきた古都指定の考え方については、１回現時点で確認することが必要でございました。

これについては十分な時間をとっておりませんが、部会長兼小委員長の立場でいろいろ事務局にもご意見を出させていただきまして、実は既に文案修正なしということでご了解をいただいておりますけれども、６ページ、７ページでこのような形で４０年前、我々の先人のときに当時の歴史的風土審議会でこういう基準を出していただいたことは尊重しながら、一方で、現時点でこのような解釈を加えるということで書かせていただいておりますので、これについてもあわせてご了解いただければと思っております。

さて、これで一応もう閉じるということを確認すればよろしいですね。

【事務局】 はい。

【委員長】 一応、５回にわたりまして非常にご多忙な委員の方々にお集まりいただき、ほんとうにありがとうございました。

当初は、委員の我々も最後の決着点についてややどうなるのかというところから始まったわけですが、大変重要な問題ということで各委員からの積極的なご発言に対して行政でもそれを受けとめていただきまして、文化庁、または農水省と国土交通省で共同で法案提出するという大変大きな成果に結びついたことは大変うれしく思っております。ほんとうにありがとうございました。

ということで、非常にこのような大きな成果が出たということで、この第5回をもって小委員会を閉じることができたことは大変うれしく思っておりますので、また委員の方々、また今後引き続きいろいろな場面で今後の運用について、ぜひ積極的にいろいろご発言なり、またアドバイスなりをお願いするし、また、そういう場もおそらくいろいろあるのではないかと思います。小委員会としては、一応、本日をもって終了、解散ということでご了解いただければと思いますが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【委員長】 ありがとうございました。

では、我々の小委員会はこれをもってすべて審議を終了したことになりますので、あと事務的なことを含めまして事務局からまたごあいさつを含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

【事務局】 大変ありがとうございました。午後の部会での議決をいただくことが前提ではございますけれども、社会資本審議会令の規定によりまして、現在、諮問しております事項の小委員会における審議はすべて完了したということでございます。改めて御礼申し上げる次第でございます。半年間、大変短い期間に集中的にご議論いただきまして、重ねて御礼申し上げます。

また、専門委員会の皆様方におかれましては、本日の小委員会をもって終了ということでございますので、これまでのご協力につきまして重ねて御礼申し上げる次第でございます。

私ども、この報告を受けまして、午後の報告、そして具体的な法案、そしてその運用ということで、また、その責務を負ったという気持ちでおります。事務方を務めさせていただいた者といたしまして御礼申し上げまして締めのご報告にもさせていただきたいと思ひます。

どうもありがとうございました。

【委員長】 ありがとうございました。

【事務局】 それでは、これをもちまして小委員会を終了することといたします。どうもありがとうございました。

— 了 —